

令和 6 年 9 月

事 業 主 様

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

特殊健康診断・じん肺健康診断の実施について

平素より当支部の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく令和6年度後期特殊・じん肺健康診断を（一財）京都工場保健会に依頼して下記により実施致します。

該当する業務に従事する労働者には漏れなく受診されますようご案内申し上げます。

なお、「溶接ヒューム」も法令改正により、特定化学物質健診の対象となっていますのでご留意下さい。

お申込みは、別紙「特殊健康診断・じん肺健康診断申込書」に記入の上、**10月10日(木)**までに舞鶴支部まで FAXかE-mailでお送り下さい。

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原381-2

電話 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777

E-mail : maiduru-roukikyokai@nike.eonet.ne.jp

記

1. 健診日程表

健診会場	月 日	受付時間	受診人数	健診種別
舞鶴港湾労働者福祉センター 2階（舞鶴市松陰19-6） （電話 0773-75-4743）	12月 10日（火）	8：00～11：30	100名	じん肺・有機溶剤・鉛・特化物 （昼休憩12：00～13：00）
		13：00～15：30	90名	

2. 健診料金（基本料金と追加項目料金を合わせた金額が特殊健康診断の費用となります。）

	特殊健診項目	対象物質名	会員料金 (税込)	非会員料金 (税込)
基本料	有機溶剤健診基本料		¥4,532	¥5,038
	特定化学物質健診基本料			
	交代勤務健診			
	鉛健診基本料			
	じん肺基本料			

追加項目料金	有機溶剤健診： 代謝物1つあたり	トルエン、キシレン	¥2,233	¥2,233
	特定化学物質健診 代謝物1つあたり	エチルベンゼン、スチレン等	¥2,233	¥2,233
	特定化学物質健診： 分析の異なる 代謝物1つあたり	メチルイソブチルケトン、トリクロロエチレン、 N,N-ジメチルホルムアミド、 ノルマルヘキサン等	¥5,500	¥5,500
	有機・特化 (血液検査)	クロロホルム、1・4ジオキサン、 ジクロロメタン、トリクロロエチレン、 パークレン、ジフェニルメタン、 スチレン、ベンゼン等	¥2,618	¥2,618
	鉛健診	鉛	¥2,750	¥2,750
	じん肺健診	じん肺	¥704	¥704
		肺機能検査 じん肺Ⅱ以上	¥2,090	¥2,090
	溶接ヒューム マンガン	握力	¥418	¥418

- ※ スチレンは代謝物2項目の検査が必要であり、令和7年度からは2項目分（¥4,466）の料金となりますのでご了承ください。
- ※ 受診料の請求書は健診結果に同封して送付致します。現金又は、振込（手数料事業所負担）でお支払下さい。

3. その他

(1) 特殊健康診断をしなければならない業務・対象労働者。

- 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤の屋内での取扱い業務（塗装、払拭洗浄等）に常時従事する労働者。健診は6か月以内ごとに1回、定期に実施。
- 労働安全衛生法施行令別表4に掲げる鉛を取扱う業務（ハンダ付、鉛の溶融等）に常時従事する労働者。健診は業務により6か月あるいは1年以内ごとに1回、定期に実施。
- 労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる特定化学物質（第一類・第二類物質等）を取扱う業務に従事する労働者。健診は6か月以内ごとに1回、定期に実施。
- じん肺法施工規則別表に掲げる粉じん（石綿を除く）の作業に常時従事する労働者。健診は3か年以内に1回、定期に実施（仮称：じん肺1次健診と呼ぶ）。但し、じん肺管理区分が管理2、又は管理3の労働者には1年以内に1回、定期に実施（仮称：じん肺2次健診とぶ）。（さらに、過去に常時粉じん作業に従事させたことのある労働者への健診規定もあり。）尚、じん肺健診につきましては今年度より法定項目のみ（業務歴・レントゲン・診察）の検査になります。

(2) 特殊健康診断の有機溶剤・化学物質については、京都工場保健会までお尋ねください。

TEL 0774-48-1270 担当 事業推進部 芦田 様

(3) 申込書は（公社）京都労働基準協会舞鶴支部のホームページよりダウンロードし申し込み頂きますようお願い致します。

ホームページ→ <https://maizuru-rouki.org/topics/>